

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 5月 29日施行

令和 8年 5月 29日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第38号

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8年 5月 29日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱（平成17年佐用町要綱第93号）の一部を次のように改正する。

（参考）＊町長が定める補助事業（要綱第2条関係）一覧表に次のように加える。

58	地域農業構造転換支援対策
----	--------------

参考に次のように加える。

町長が定める事業（第2条関係）

補助事業名	地域農業構造転換支援対策
補助事業の目的	地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善や新規就農者の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入等を支援する。あわせて、担い手の規模拡大に資するスマート農業技術の研修教育の強化に加え、就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を集中的に支援する。
補助事業の対象となる者	国の定める地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という）等の要件等に準ずる。
補助事業の対象となる経費	実施要綱等に準ずる。
補助率	実施要綱等に準ずる。
補助金の額	実施要綱等に準ずる。
適用除外する条項	
その他の事項	<p>補助対象者が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着工届を町長の提出するものとする。なお、この場合においては、補助対象者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにしたうえで行うものとする。</p> <p>補助金交付の条件は、補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。</p>

別に定める事項

関係条例	内容
第3条	(指定期日) 国又は県の交付決定後速やかに提出
第6条第1項	(軽微な経費配分の変更) 経費区分の新設又は廃止以外の変更、及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
	(軽微な事業内容の変更) 事業区分の新設又は廃止以外の変更、及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
第7条第1項	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 変更を必要とする場合速やかに
第8条第1項	(報告事項等) 町長の求めに応じ速やかに (様式第10号)
第10条	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 事業完了後1箇月以内又は年度の3月31日のいずれか早い日とする。
第18条第1項	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号) に定める期間

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。